巻頭言

SNS事業者の規律モデルについて

JILIS　副理事長
曽我部 真裕

はじめに

2022年8月、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」（以下、「PF研」という。）において、「第二次とりまとめ」が公表された[1)]。そこでは、プラットフォームサービスのうち特にSNSを念頭に、誹謗中傷および偽情報対策が論じられ、事業者に透明性や説明責任を求めるというアプローチが示されている。

筆者は、2022年4月21日開催の第35回PF研の場[2)]で、情報法の観点から、こうしたアプローチが支持される旨の発表を行う機会を得たが、ここではそこで論じたことを改めて紹介しておきたい。

誹謗中傷対策におけるミクロの観点とマクロの観点

誹謗中傷対策というとき、ミクロの観点とマクロの観点とが区別され、双方を考慮する必要があると考える。マクロ的対策というのは、誹謗中傷の総量を減らす対策である。SNS事業者の取組だとか、ユーザーのリテラシーなどである。他方で、ミクロ的な対策は、個別の被害者救済である。これは、最終的には訴訟で解決される。

プロバイダ責任制限法（以下、「プロ責法」という。）は両者に関わると位置づけられる。すなわち、発信者情報開示は個々の救済に資する一方で、免責規定を通じて削除対応を一般的に促すということもあるだろう。

マクロの観点での3つのモデル

そして、マクロの観点では、自由放任モデル、伝統的な法規制モデル、共同規制モデルという3つが考えられる。自由放任モデルは、SNSに関して特段の規定を設けず、民法、刑法、その他一般法の規律に委ねるというモデルである。伝統的法規制モデルというのは、義務を課して、その違反の責任を問うという伝統的な法規制の考え方をSNSの規律に関しても導入するというものである。それから、共同規制モデルは、情報流通の適正確保の義務を課して、透明性の確保等を通じて担保するというものである。

なお、あるべき規律の構想に関しては、誹謗中傷問題以外との平仄確保も重要である。様々な規律領域全体を通じてある種のインテグリティないし一貫性を考えるということも当然あるべき視点として求められる。また、その際、SNS事業者がアーキテクチャの設計者としての側面をもつということも考える必要がある。

自由放任モデル

これは、SNS事業者に対する特段の規律を設けず一般法に委ねるモデルである。日本で言えば、プロ責法以前の世界はこれだろうと考える。同法制定以後は、純粋な自由放任モデルではなくなっていると思われるが、依然としてそれに近い状態であり、今日、その是非が問われている。

その自由放任モデルがこのままでいいのかということとの関係で考慮すべき点として、ウェブ2.0による情報空間の変容と諸権利間の関係のリバランスの必要性がある。すなわち、SNSの普及によって情報拡散力が飛躍的に向上し、違法・有害情報の拡散も同様に飛躍的に向上したことから、表現の自由と人格権等との従来の調整のあり方の是非が問われている。また、アテンションエコノミーだとか、選択的接触による感情の刺激というところで、「炎上」が頻発する、偽情報が拡散する等々の問題が生じている。

こうした中で、自由放任モデルでは対応できない要因の1つとして、発信者に対する法執行の困難性というのがある。一般法では、基本的には発信者の責任を問うということが第一義になるわけだが、発信者が膨大であり、一定の匿名性もあるために、それが困難であるということである。そこでゲートキーパーとしてのプラットフォーム規律というのが求められる、あるいは、その可能性に着目されるということがある。

他方で、プラットフォーム、SNS事業者の責任ということの根拠としては、危険を伴う場の運営者であるという点に着目される。すなわち、上記のような拡散性や選択的接触は、リツイートのような機能や、アルゴリズムに

1)　総務省「『プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ』及び意見募集の結果の公表」（2022年8月25日〔https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000173.html〕）。

2)　当該会合で用いた発表資料は、「プラットフォームサービスに関する研究会（第35回）配布資料」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/02kiban18_02000199.html）で公表されている。

よる選択的な投稿提示というアーキテクチャによって実現ないし助長されているものであり、その部分についてはSNS事業者に責任を負わせる理由があるということである。ミクロな観点での媒介者責任論では、伝統的な電子掲示板と今日のSNSとが同視されがちであるが、公法上の規制の文脈においては、両者の区別は重要で、規制のあり方の検討にあたっても留意すべきだと考える。

伝統的法規制モデル

次に、伝統的法規制モデルであるが、SNS事業者に何らかの規律を課すと考えた場合に、個々の違法投稿につき削除義務を課し、その違反に制裁を加えるというモデルが考えられる。最近、「ルールベース」、「ゴールベース」といった規制の類型化がなされたりしているが、それで言うと「ルールベース」の規制だと言える。

現状、民事法ではこのモデルがとられている。他方、公法的な規制をするというときに問題となるのは、そこでは、多大な執行リソースを要するということである。例えば削除義務を課したとして、ある投稿が削除すべき違法な情報なのに削除していないではないかということで、責任を問うということを行政機関による行政処分によって行うとすると、表現内容の介入になるので、疑問が呈されがちである。他方、裁判所の関与を求めるということになると、手続としては非常に重くなってしまうため、法執行が困難だろうと考えられる。

また、このモデルの問題点として、過剰削除を招くのではないかということが考えられるが、これについては要件論で対応することは可能ではないかと思われる。なお、仮に監視義務を課すとすると、一般的な監視義務をプロバイダに課すということは、これまでなされてきたコンセンサスに反するということがあって、これはなかなか問題が大きいだろう。

最後に、削除義務ばかり重視しすぎるとすれば、それは対策として単調に過ぎるのではないか、事業者の創意工夫の余地を阻害するのではないかと、そういう問題点も考えられる。

共同規制モデル（規律された自主規制モデル）

これは、情報流通の適正確保の義務を一般的に課し、それを透明性・説明責任を通じて担保するというものである。「ルールベース」、「ゴールベース」という対比では、「ゴールベース」の規制だと言える。透明性・説明責任を課す趣旨は、公開を通じた間接的な体制整備、情報流通の適正への取組の確保ということである。こうしたアプローチは、日本では放送法において採用されており、一定の参考になるのではないか[3)]。

ただ、こういう透明性・説明責任の義務を課した場合の効果は、様々な事情によって左右されるだろう。すなわち、効果の程度は、当該事業者がどの程度レピュテーションを重視するか、競合事業者の有無や状況等々、様々な要因によって左右されるだろうと思われる。

ちなみに、特定デジタルプラットフォーム透明化法では透明性・説明責任を果たすために報告書が提出され、政府が評価するプロセスが導入されているが、これは、透明性・説明責任の効果を高めるためかと思われる。

このモデルのメリットとしては、その事業者の創意工夫の余地が認められるということである。創意工夫を各社で競うとなると、なおそれが促進されることになる。

そして、創意工夫に委ねる領域と、具体的なことを求める部分という、そのバランスないし組合せがこのモデルにおいては課題になるだろう。このバランスを考えるに当たっては、事業者に対する予測可能性とか、規制効果のコントロールの観点が考慮されるだろう。

次に、他の対策との平仄という観点では、透明性・説明責任の確保というアプローチは、青少年保護や偽情報対策でも利用可能なのではないかということがある。偽情報対策に関しては、PF研究会でもこういうアプローチが採用されているが、青少年保護などについても同様の観点が考えられるのではないか。

最後に、立法の必要性である。説明責任や透明性を義務づけるということなので、何らかの立法が必要だろうと考える。立法によって、政府の規制の方も透明化されるという側面もあり、それを通じて政府による過剰規制のチェックが可能になる。

以上をまとめると、事業者に対して法律によって、①一般的な対応義務を規定する（具体的な対応法は創意工夫に委ねる）と同時に、一定程度は②特定事項を義務付ける（対応窓口の設置、異議申立手続など）。対応内容、体制、実績を公表させて国民の批判に供し、また、必要に応じて政府による評価プロセスを導入する。このような形によって、創意工夫を通じた対策の効率化と、国民・政府の監視による実効性確保を企図するのが共同規制モデルである。

ほかの２つのモデルと比較してこのモデルには優位性があるように思われ、EUのデジタルサービス法もこのモデルによるものと評価しうるなどグローバルな傾向にも合致するため、PF研でこうした方向性がとられているのは適切だと考えられ、具体的な制度設計を見守っていきたい。

3）曽我部真裕「放送番組規律の『日本モデル』の形成と展開」曽我部真裕ほか（編）『憲法改革の理念と展開大石眞先生還暦記念(下巻)』（信山社、2012年）372頁（http://hdl.handle.net/2433/173401）。